

## 大阪市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置認可及び設置の変更等について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年6月4日政令第203号。以下「令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）に定めるほか、手続その他必要な事項を定める。

### (設置認可の基本方針)

第2条 幼保連携型認定こども園の設置認可にあたっては、法律、令、規則、大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第100号、以下「条例」という。）、大阪市幼保連携型認定こども園の認可に関する審査基準（以下「審査基準」という。）及び大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第99号。以下「確認条例」という。）等に定める基準への合致や趣旨の理解について本市が審査する。

### (設置経営主体)

第3条 幼保連携型認定こども園の設置経営主体（以下「設置者」という。）は、法第12条及び法附則第4条第1項に規定するとおりとする。ただし、設置認可並びに設置者の変更については、次に掲げる事項について設置認可申請前に審査するものとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園を経営するために必要な経済的基礎があること。
- (2) 法人の経営に携わる役員が社会的信望を有すること。
- (3) ア及びイのいずれにも該当するか、又は、ウに該当すること。

ア 実務を担当する幹部職員（以下「園長」という。）が、規則第12条に規定する要件を満たしていること。ただし、同規則第13条の規定に基づいて園長を決める場合は、設置者は選定理由を明確に示すものとし、本市が承認した場合については、同規則第12条に規定する要件を満たさなくてもよいものとする。

イ 法第17条第2項各号の要件を満たすこと。

ウ 経営者に、教育・保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び園長を含むこと。

- (4) 幼保連携型認定こども園を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者でないこと。
- (5) 財務内容が適正であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

(認可定員)

第4条 幼保連携型認定こども園の認可定員は、幼保連携型認定こども園設置運営にかかる予定者（以下、「設置運営予定者」という。）と市長が事前に協議することとし、設置運営予定者は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1項第2号に掲げる子どもの認可定員を必ず設定すること。また、児童福祉法第35条第4項に基づき設置認可された認可保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合で、かつ支援法第19条第1項第1号の認可定員を設定する場合は、設置運営予定者は移行前に設定していた支援法第19条第1項第2号及び第3号の認可定員の外枠で原則設定すること。

(幼保連携型認定こども園の設置に関する公募及び協議)

第5条 市長は、地域における今後の保育需要見込みなどにより、設置運営予定者の公募を実施し、設置運営予定者を選定するものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認められる場合には、公募以外の方法で設置運営予定者を選定できるものとする。

(事前審査)

第6条 市長は、設置運営予定者の応募等があり、今後の保育需要見込みなどにより設置が必要と認める場合は、大阪市子ども・子育て支援会議にて意見を聴き、設置運営予定者を選定する。

(設置認可の申請)

第7条 設置運営予定者が、前条の規定に基づき、意見聴取を経て設置運営予定者として選定された後に、法第17条第1項の規定に基づき認可申請を行うときは、「幼保連携型認定こども園設置認可申請書」（様式幼保第1号）に必要書類を添付したうえで、市長へ提出すること。ただし、条例第7条第3項の基準の適用を受ける場合は、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第3項規定基準適用届」（様式幼保第1-2号）を市長へ提出するほか、条例附則第7項の基準の適用を受ける場合は、「面積基準緩和適用届」（様式幼保第1-3号）を市長へ提出すること。

2 市長は、前項の申請を受け、第4条規定の協議内容と相違がなく、法令、規則、条例及び審査基準に適合している場合は、「幼保連携型認定こども園設置認可について」（様式幼保第2号）により認可し、こども青少年局長は、「幼保連携型認定こども園設置認可について」（様式幼保第3号）により幼保連携型認定こども園を設置する区の区長（以下、「所在区長」という。）へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請を受け、第4条規定の協議内容と相違があり、又は法令、規則、条例及び審査基準に適合していない場合は、理由を付したうえで「幼保連携型認定こども園設置不認可について」（様式幼保第2号）により不認可とし、こども青少年局長は、「幼保連携型認定こども園設置不認可について」（様式幼保第3号）により区長へ通知するものとする。

(休廃止の届出及び申請)

第8条 規則第17条の規定に基づき設置者が、幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止しようとするときは、1年前までにその時期や児童の教育・保育の継続調整について市長及び当該幼保連携型認定こども園の所在区長と協議すること。また、法人を設置認可した所轄庁とも協議すること。協議合意後、設置者は、廃止又は、休止を行う30日前までに、「幼保連携型認定こども園（休止・廃止）申請書」（様式幼保第4号）に必要書類を添付し、市長へ提出すること。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、「幼保連携型認定こども園（休止・廃止）の承認・不承認について」（様式幼保第5号）により承認し、こども青少年局長は、「幼保連携型認定こども園（休止・廃止）の承認・不承認について」（様式幼保第6号）により所在区長へ通知するものとする。

(設置者の変更)

第9条 法第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置者を変更しようとするときは、変更後の設置者が第6条に規定する認可前事前審査を経て設置運営予定者として選定されたうえで、「幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書」（様式幼保第10号）に変更前の設置者と変更後の設置者が連署して、必要書類を添付したうえで市長へ提出すること。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、「幼保連携型認定こども園設置者変更認可について」（様式幼保第11号）により承認し、こども青少年局長は、「幼保連携型認定こども園設置者変更認可について」（様式幼保第12号）により所在区長へ通知するものとする。

(変更の届出)

第10条 設置者は、次に掲げる事項について変更がある場合は、「幼保連携型認定こども園設置認可内容変更届出書」（様式幼保第7-1号）に必要書類を添付し、変更のあった日から起算して1月以内に市長へ提出すること。

- (1) 経営の責任者（新たな責任者の氏名、生年月日、住所、職名及び経歴）
- (2) 役員（新たな役員の氏名、生年月日、住所、職名及び経歴）
- (3) 主たる事務所の所在地・連絡先
- (4) 定款、寄附行為等

2 設置者は、次に掲げる事項について変更がある場合は、事前に市長と協議を行うこと。協議後、「幼保連携型認定こども園設置認可内容変更届出書」（様式幼保第7-2号）に必要書類を添付し、変更前に市長へ提出すること。ただし、(6)の変更について、条例第7条第3項の基準の適用を受ける場合は、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第3項規定基準適用届」（様式幼保第1-2号）を市長へ提出するほか、条例附則第7項の基準の適用を受ける場合は、「面積基準緩和適用届」（様式幼保第1-3号）を市長へ提出すること。

- (1) 園の名称
- (2) 園の所在地

- (3) 園長
- (4) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (5) 園則（規則第 16 条に規定する事項も含む。）
- (6) 認可定員（年齢構成を含む）
- (7) 分園の設置（廃止・休止及び内容変更を含む）
- (8) 運営規程（開園時間、保育標準時間、保育短時間及び食事の提供方法も含む。）

3 市長は、第 1 項及び第 2 項で定める届出を受理した場合は、「幼保連携型認定こども園設置認可内容変更届出書の受理について」（様式幼保第 8 号）により設置者へ通知するものとする。

4 こども青少年局長は、第 2 項で定める届出を受理した場合は、「幼保連携型認定こども園設置認可内容変更届出書の受理について」（様式幼保第 9 号）により所在区長へ通知するものとする。

（改善命令等）

第 11 条 市長は、法第 20 条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置者が、条例等の関係法令に違反した場合は、当該設置者に対して必要な改善を勧告し、さらに設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育又は保育上有害であると認められる場合は、必要な改善を命ずることができる。

（事業停止命令等）

第 12 条 市長は、法第 21 条第 1 項各号のいずれかの規定に該当する場合は、本市子ども・子育て支援会議の意見を聴いたうえで、幼保連携型認定こども園の設置者に対してその幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

（設置認可の取り消し）

第 13 条 市長は、幼保連携型認定こども園の設置者が、条例等の関係法令等に違反した場合は、法第 22 条第 1 項の規定に基づき設置認可の取り消しを行うことができる。

附則

1 この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 29 年 2 月 20 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和元年 7 月 8 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。